

## いじめ防止に向けた新たな視点

The new points of view to prevent bullying

宇田 剛<sup>1</sup>, 上山 敏<sup>2</sup>

<sup>1</sup>東京都教育委員会, <sup>2</sup>大妻女子大学教職総合支援センター

Takeshi Uda<sup>1</sup>, Satoshi Ueyama<sup>2</sup>

<sup>1</sup>Tokyo Metropolitan Board of Education

2-8-1 Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo, 163-8001 Japan

<sup>2</sup>Teaching Profession Support Center, Otsuma Women's University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

キーワード：子供主体，挨拶，共通の遊び，異年齢交流，大人によるいじめ助長

Key words : Children-centered, Greetings, Mutual games, Cross-age interaction, Adult's fomentation of bullying

### 抄録

都内の公立学校の教員たちから「ここ数年で校内暴力は減ってきて、生徒指導は楽になってきた。今、最も悩ましい生活指導上の課題はいじめ問題だ」という声をよく聞く。

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等の実態について」によれば、いじめの認知件数は近年増加の一途をたどっている。これは、軽微ないじめも見逃さないという学校体制が充実した結果であると捉えることができる。一方で、解消率に好転が見られないことが大きな課題である。

いじめに係る法令が整備されるとともに、様々ないじめ防止策が策定されているにもかかわらず、改善が見られないという現状を踏まえ、本稿では、いじめ問題の解決には、「別の角度からの対策が必要ではないか」「何か重大なことを見落とししていないか」という観点から考察を進め、次の2点をいじめの未然防止に向けた「新たな視点」として提案する。

- ◎ 「子供たちのアイデアと主体性を生かした取組」の推進
- ◎ 教員を含む大人たちによる「いじめを助長しかねない不用意な言動」の防止

### 1. いじめの現状

「体罰の根絶は可能であるが、いじめの発生件数をゼロにするのは難しい」とよく言われる。実際に、東京都の公立学校において体罰は近年減少傾向にある。しかし、いじめについては、図1のとおり、東京都の調査におけるいじめの認知件数<sup>[1]</sup>は3年連続で増加している。特に、平成30年度は、前年度比で約67%増加した。

#### 1.1. いじめの認知件数増加の背景

この数字だけを見ると、東京都の公立学校はいじめが蔓延していて、荒れに荒れているのではないかと、との印象をもたれるかもしれない。しかし、それは事実だろうか。

東京都教育委員会(以下、「都教育委員会」とい

う。)では、この数字について、「悪気がなくても、子供が苦痛と感じたらいじめであるという認識が教職員間に浸透してきており、軽微なものも含め、いじめと疑われる事例に学校が積極的に対応している結果、数値が上がっている」と分析している。

つまり、認知件数が多いことで、学校や学級に課題があると捉えるのではなく、「いじめは、どの学校にも、どの学級、どの子供にも起こりうるものであり、重要なのは未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処である」との見解をもっている。

#### 1.2. 教員の意識の変化

以前は、担任する学級や担当する部活動でいじめが生じた場合、「教員としての自分の力量不足が

原因で、いじめが起きたのではないか」「学級内のトラブルは担任の自分が責任をもって解決すべき」と感じてしまう教員も少なからず存在していた。その結果、ひとりで抱え込んでしまい、管理職や他の教員が気付いたときは、解決が極めて困難な状態まで進行してしまった事例が散見された。

都教育委員会は、平成 29 年 2 月に作成した「いじめ総合対策【第 2 次】」(以下、「総合対策」と言う。)<sup>[2]</sup>において、各学校に、いじめに関する研修会及びいじめに関する授業を、それぞれ年間 3 回以上実施するよう求めている。

学校におけるこうした取組をとおして、いじめが疑われる行為に丁寧に対応することや、いじめ事案を自分ひとりで抱え込んでしまうのではなく、管理職や同僚に報告・相談し、組織的に対応することの大切さを理解している教員は確実に増えている。

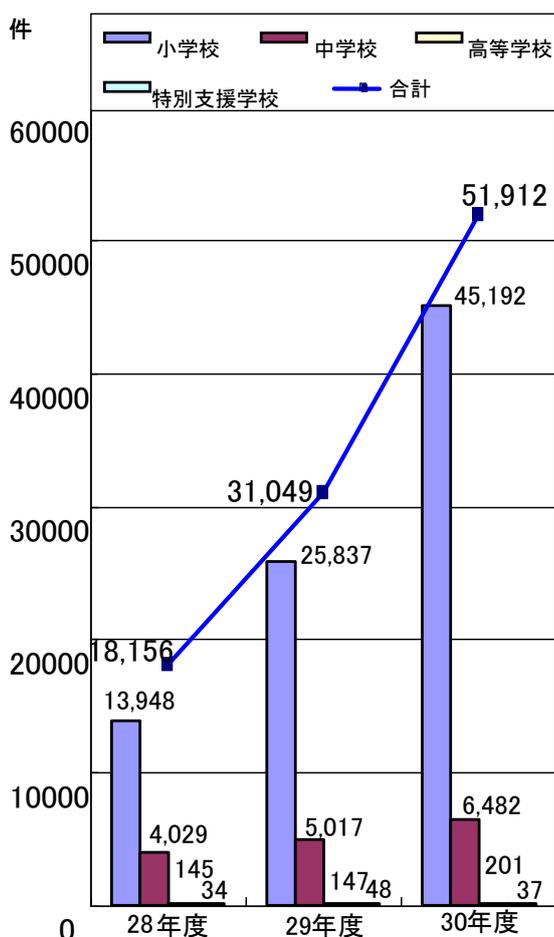


図 1 東京都公立学校における  
いじめ認知件数の推移 (3 年間)

(「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態  
について」(都教育委員会調査)から作成)

## 2. いじめの定義

また、教員のいじめに対する意識は、文部科学省(旧文部省)が、いじめをどのように定義するかにより、大きく変化してきた。

これまで、文部科学省(旧文部省)は、昭和 61 年以降、いわゆる「問行調査」と呼ばれる「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、いじめの定義を策定・変更してきた。どの変更においても、子供がいじめを苦しめ、尊い命を自ら絶つという痛ましい事案が景気となっている。

### 2.1. 昭和 61 年度以降のいじめの定義の変遷

これまでのいじめの変遷を、「総合対策」<sup>[3]</sup>を基に、下の 4 つの観点でまとめると次頁の表 1 のようになる。

- (1) 変更された年度
- (2) 変更された定義内容
- (3) 変更の契機となった事案
- (4) いじめの捉え方

ここで注目したいのは、長きに渡り、加害の子供側に立って規定していた定義が、平成 18 年度からは被害の子供の心情に寄り添う立場に立った定義に変更されたことである。

また、平成 25 年度からは、子供たちの間で普及し、匿名性の高い攻撃が可能であるインターネットを通じた行為も含まれるとした。

こうした定義の変化と、各学校が定期的な面談を行ったり、チェックシートを活用したりしたことにより、認知件数の増加が見られている。

表1 いじめの定義の変遷

年度	いじめの定義 及び 変更の契機となった事案	捉え方	
昭和 61 年度 から	① 自分よりも弱い者に対して一方的に、 ② 身体的・心理的な攻撃を加え、 ③ 相手が深刻な苦痛を感じているものであって、 学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 【東京都中野区中学校2年生自殺】	加害の子供の行為の側に立っていじめを規定	
平成 6 年度 から	① 自分より弱い者に対して一方的に、 ② 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 ③ 相手が深刻な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。 【愛知県西尾市中学校2年生自殺】		
平成 18 年度 から	当該児童生徒が、 ① 一定の人間関係のある者から、 ② 心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、 ③ 精神的な苦痛を感じているもの なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。 【北海道滝川市小学校6年生自殺】 【福岡県筑前町中学校2年生自殺】		被害の子供の心情の側に立っていじめを規定
平成 25 年度 から	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 【滋賀県大津市中学校2年生自殺】 【東京都品川区中学校1年生自殺】		

2.2. いじめの解消率

教員のいじめの定義に関する理解が進み、軽微ないじめも見逃さないという姿勢が定着してきたことは好ましい。しかし、表2のとおり、東京都公立学校における平成30年度と前年度のいじめの解消率を比較すると、残念ながら、特別支援学校以外では解消率の向上は見られていない。

表2 東京都公立学校におけるいじめの解消率

校種	いじめの解消率	
	平成29年度	平成30年度
小学校	86.9%	83.2%
中学校	87.3%	84.1%
高等学校	94.6%	93.0%
特別支援学校	68.8%	78.4%
平均	87.0%	83.4%

(「児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(都教育委員会調査)<sup>[4]</sup>から作成)

認知件数が増えたが、解消率が向上していないということは、継続しているいじめが増加していることを意味する。もちろん、軽微ないじめもカウントしているので、この数値をもって子供たちを取り巻く環境が悪化していると断定できないが、看過できない状況にあることは確かである。

3. いじめの未然防止の重要性

都教育委員会は、「総合対策」<sup>[5]</sup>において、学校における具体的な取組を、

- (1) 未然防止
- (2) 早期発見
- (3) 早期対応
- (4) 重大事態への対処

の4つの段階別に提言している。この4段階はどれも重要であるが、そもそもいじめを未然防止できれば、被害に遭う子供の数が減り、認知件数も減少する。当たり前のことだが、いじめ問題への対応で一番重要なのは未然防止であると言える。

3.1. 都教育委員会の未然防止の取組

その「未然防止」に関して都教育委員会が「総合対策」<sup>[6]</sup>で提言した「5つのいじめの未然防止の方策」の概要を紹介する。

- ① 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出(魅力ある授業の実現、自己肯定感の

育成など)

- ② 教職員の意識向上と組織的対応の徹底  
(「学校いじめ防止基本方針」の共通理解や研修会の実施など)
- ③ いじめを許さない指導の充実 (いじめに関する授業の実施など)
- ④ 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成 (リーダーの育成, 児童会・生徒会による取組など)
- ⑤ 保護者, 地域, 関係機関等との共通理解の形成 (学校サポートチーム会議の定期開催など)

これを図式化すると下の図2のように整理できる。この図から、未然防止策は、子供が中心に置かれ、教員が子供を取り囲み、いじめから守るという教員主導の構図になっていることが分かる。

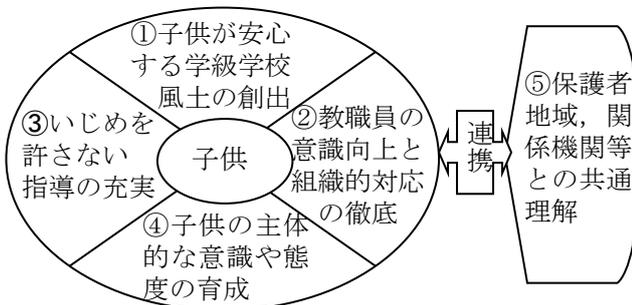


図2 都教育委員会「総合対策」における未然防止策の構造

### 3.2. 教員(大人)主体のいじめ防止策

図2のように、いじめの防止策が教員主導なのは、ある意味当然である。いじめは生活指導上の問題であり、教員や学校が責任をもってその解決に当たる義務がある。特に、近年、子供同士の関係が複雑化し、いじめる側といじめられる側が簡単に入れ替わるような事例も多く見られる。こうした難しい事例に対しては、教員や学校が、強力かつ組織的に課題解決に向けた行動を取ることが求められる。

ところで、図2④の取組については、子供が主

体となっているのではないかと、思われるかもしれない。しかし、この取組は、教員が「リーダー性を育む」「児童会・生徒会を使って子供に行動させる」というものであり、やはり教員主導の防止策の域から出していない。

また、「総合対策」における「未然防止」以外の「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」においても、やはり教員主導型の対応が中心となっている。

## 4. いじめの未然防止の新たな視点①

### —子供たちが自ら考え、行動する未然防止策—

1.1.で述べたとおり、現在、学校・教員による軽微ないじめも見逃さないという体制が確立しつつある。また、3.1.で紹介した総合対策の取組のとおり、教員や保護者からの手厚い対応策も組まれている。しかしながら、認知件数及び解消率ともに減少していないという事実が存在している。

この状況を打破するには、いじめ問題対応に最も重要な未然防止において、これまでの「教員主導型」以外の新たな視点からのいじめ防止策が必要ではないかと、との考えに至り、本稿の1つ目のテーマとした。

#### 4.1. 子供主体の取組

「教員主導型」に相對するのは「子供主体型」である。つまり、子供が取組の真の主体となり、子供自らが考え行動し、いじめの未然防止を図っていくという構図である。

これまでの子供主体の取組としては、例えば、いじめをしないと宣言をした子供がリボンをつける、という「ホワイトリボン運動」と呼ばれる取組などがある。この取組については一定の効果が報告されている。しかし、生徒会担当の教員が、生徒会役員に「他校でもやっているから、うちの学校でもやってみよう」と声を掛け、導入した学校では効果が長続きしなかったとの報告もある。

単に他校を参考に実施すると、「子供がいじめ防止に向けて活躍できるよう、教員が設定した場」となってしまふことを示している。

#### 4.2. いじめ集団の構造

これ以降、本稿の1つ目のテーマである「子供主体の取組」に関して論を進めていく。その前に、まず、いじめが発生する際の子供同士の人間関係

の構造について整理してみる。

この構造については様々な考え方があるかもしれないが、本稿では、「いじめの四層構造」(森田, 1985)<sup>[7]</sup>を引用する。

森田の提唱した図3のような同心円の考え方は広く一般化しており、文部科学省の「生徒指導提要」においても、採り入れられている。

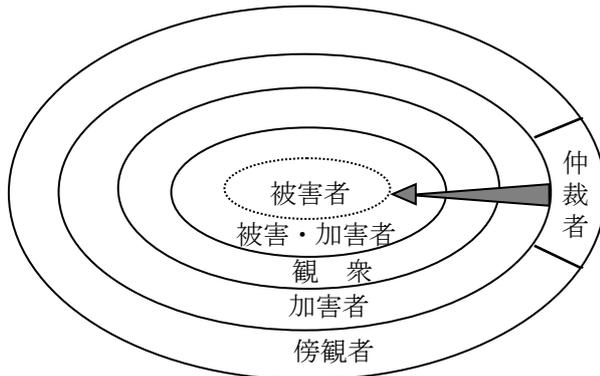


図3 いじめ集団の構造

この構造図において特筆すべきは、既に35年前に「傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者が現れるような学級経営が求められる」と、子供主体の取組の重要性を指摘していることである。

しかし、残念ながら「仲裁者」は、なかなか現れない。仲裁に入った途端、その子供がいじめの標的になることが往々にしてあるからである。正義を主張したことからいじめられる場合がある、という傾向は以前から指摘されており、『いじめ問題』研究報告書(1997, 東京都立教育研究所)<sup>[8]</sup>においても「ルールを守っている子供が、例えば正義感の強い子供などに限定されると、その子供が新たないじめを受けるようになることもある」と言及している。

少し「やんちゃ」だが、リーダー性のある子供が「おい、もういい加減にしろよ。いじめなんて恥ずかしいこと止めるよ」と一喝して、いじめが無くなる、といったひと昔あった光景は、なかなか見られない。

#### 4.3. 子供たちによる防止策に関する話し合い

一人では声を出しにくいのであれば、複数の子供たちが中心となっていじめ防止に動けないか。

そのような期待のもと、現在、多くの自治体において、「いじめ撲滅協議会」や「いじめゼロ連絡

会」といった名のもと、いじめ防止に向けて子供たち同士で話し合う取組が進んでいる。

文部科学省においても平成25年度の「いじめ防止対策推進法」の施行に合わせ、翌26年度から「全国いじめ問題子供サミット」を毎年開催している。

報道<sup>[9]</sup>によれば、今年度のグループ発表では、「クラス全員でレクリエーションをするなど、普段話さない人と話す機会を作る」といった、コミュニケーションを図る大切さについて言及する子供が多くいたとのことである。

#### 4.4. 子供たちの主体的な取組へのキーワード

筆者も東京都の市部の教育委員会に勤務していた当時、管内の小・中学校の児童会・生徒会の役員に集まってもらい、いじめ防止について、グループで協議をしてもらった。

グループは小・中学生を混合にして編成し、「いじめを防止するために、どのような取組が効果的か」をテーマとした。協議後にグループごとに防止策を発表してもらったのだが、驚いたことにほぼ全てのグループが異口同音に、次の3つの策を提案してくれた。

- (1) 挨拶をしよう
- (2) みんなで共通の遊びをしよう
- (3) 異年齢交流をしよう

この協議会では、時間の都合で、この3つの策について、それぞれ「なぜその取組が効果的なのか」「具体的に何をすればよいのか」を話し合わせるまでに至らなかった。今思えば、子供たち自らが創り出してきた素晴らしい素材を深められなかったことに大きな後悔の念を抱いている。

子供たちが、なぜその策を有効と考えたのかを自ら分析し、その上で策を具体化させていくことは、子供たちの主体的な取組に向けて極めて重要な契機となったはずである。

#### 4.5. 子供たちが考えた策のもつ意味

そこで、この項では、この3つの策に込められた当時の子供たちの想いを分析してみたい。

- (1) 挨拶をしよう

朝の「おはようございます」から夜の「おやすみなさい」まで、挨拶は子供の生活のルーテ

インとなっているだけではなく、仲直りのきっかけになることもある。また、初めて会う人に対する「こんにちは」「初めまして」などの挨拶は、新たな人間関係も生む。

挨拶は、良好な人間関係やコミュニケーションを生むツールであると感じる子供は多い。

(2) みんなで共通の遊びをしよう

ゲーム世代に生まれ育っている現代の子供たちは、例えば、友達の家が集まっても、個人個人、又はクラブに分かれてゲームに興じてしまう。スポーツにおいてもサッカーのグループ、野球のグループなど分化され、お互いに交わることが少ない。

こうした状況からコミュニケーション不全に陥ることもあり、子供たち自身が窮屈に感じている。「みんなで仲良く共通の遊びと共通の話題をもとうよ」という力強いアピールが感じられる。

(3) 異年齢交流をしよう

小学校では、縦割り活動や縦割り遠足、中学校では、運動会の縦割り集団や委員会活動、部活動などで異年齢交流が実施されている。

その中でも、子供たちの印象が強いのは小学校における縦割り活動ではないだろうか。

2年生に進級して新入生に学校を案内したこと、6年生として1年生の給食や清掃で面倒をみたこと、6年生を送る会で感謝の言葉もらったことなど。異年齢交流から子供たちは思いやりの心の大切さを学んでいる。

4.6. 子供たちが考えた策の共通点

ここで、4.3.で紹介した今年度の「全国いじめ問題子供サミット」での「クラス全員でレクリエーションをするなど、普段話さない人と話す機会を作る」という意見を再掲する。

この意見には、前項で分析した3つの策と共通点があることが分かる。

「クラス全員でレクリエーションをする」  
→(2)みんなで共通の遊びをする  
「普段話さない人と話す機会を作る」  
→(1)挨拶をする (3)異年齢交流をする

この2つの例だけで結論を導くのはエビデンス不足ではあるが、子供たちは、

- ・友人か否かに関わらず、挨拶などでコミュニケーションを図り、
- ・みんなで仲良く楽しく遊び、
- ・困っている人には優しくしよう

といった行動がいじめ防止に有効、と考えていると仮定できる。

4.7. 子供たちのアイデアを生かした「子供たちの主体性を生かした取組」の構築

4.1.で紹介した「ホワイトリボン運動」といった「これまでの主体的な取組」は、多くの学校で下のような手順で行われてきた。

◎「これまでの主体的な取組」の手順例

- ① 教員が児童会・生徒会に「ホワイトリボン運動」を紹介する。



- ② 児童会・生徒会役員が中心となり、取組を企画・運営する。



- ③ 一定期間の取組の後、児童会・生徒会役員が取組を評価・改善する。

これは、確かに児童・生徒による取組ではあるが、ある程度パターン化され、長期間にわたり活動が継続すると形骸化してしまうおそれがある。

そこで、さらに主体的な取組にするには、子供たちの発想を大切に、具体的内容を子供たちに考えさせるとよい。この視点に基づく手順をまとめると下の表3ようになる。

表3 これからの「主体的な取組」の例

順	子供の活動	ポイント
①	年度当初に、子供たちが「いじめ防止のためには何をすべきか」をグループ単位で議論する。	当事者意識をもたせるために、必ず全員が参加して、話し合う。グループ編成についても、子供たちが決定する

②	子供たちの話し合いにより、クラスとして行う取組を決定する。	取組は二つ程度(作戦 A, 作戦 B)に絞るとよい。
③	この二つの取組がいじめ防止に本当に有効かについて全員で確認する。 例えば、「異年齢交流」(作戦 A)と「共通の遊び」(作戦 B)を選んだ場合、それぞれについて、なぜいじめ防止に役立つのかを十分に議論し、この取組をやってみようという気持ちをもつ。	取組内容の共通理解を図る。また、自分たちが考えたことを自分たちで実践するんだ、という当事者意識をもたせる。
④	まず、作戦 A について、子供たち自身で具体的な活動計画を作成する。例えば、 ・従来行ってきた異年齢交流ではだめなのか ・新たな異年齢交流にはどのようなものがあるか ・いつ、どこで、どのように取り組めばよいのかなどについて議論する。	PDCA の P. 無理なく、実現が可能な範囲で計画させることが大切。
⑤	5月～9月まで作戦 A に取り組む。	PDCA の D. 途中で、子供たちから改善案が出ることもある。そうした場合、子供同士の話し合いを大切にする。
⑥	9月後半に子供たち自身で作戦 A の効果を検証するとともに、改善の方向性を確認する。	PDCA の C と D. 取組を通して自分や周りの友達の変容があったか、更により取組にするには何が必要かを子供たちに十分考えさせる。
⑦	10月から翌年2月にかけて、同様に作戦 B について PDCA サイクルを展開していく。	作戦 A の効果検証と改善の方向性を基に、子供たちに工夫させる。

⑧	3月に一年間の自分たちの取組を振り返る。	自分たちが主体となった取組であったか、いじめ防止に有効であったか、足りなかったことは何か、次の学年ではどうしたらよいかについて議論する。
⑨	【新年度の取組】 ⑧の振り返りを基に新年度当初に①と同様にグループ協議を行う。	取組が、マンネリ化・形骸化しないためにはどうしたらよいかについても子供たちが議論する。
⑩	②から⑧の手順で、子供中心の取組として着実に実施していく。	子供の主体性を十分に尊重する。

子供たちが考案する取組は、4.4.の「挨拶」「共通の遊び」「異年齢交流」に関係するものが多いと予想される。もし、それ以外のものが考案されても、子供たちが真剣に議論して創り出した案であることから、尊重し認めていくことが重要である。

#### 4.8. 教員からの支援

教員が積極的に関与せず、子供の自主性を尊重し、子供たちが自ら考え、悩み、実践していくというスタイルが、本稿における「新たな視点」である。しかし、発達段階によっては、子供たちだけでいじめ防止策を企画・運営するのは容易ではない。そこで、小学校などにおいては、子供たちの主体性を損なわない範囲でアドバイスすることも必要である。

#### 4.9. 新学習指導要領との関係

小学校では、今年度から新学習指導要領が全面实施された。そして、来年度から中学校、再来年度から高等学校で順次全面实施されていく。

今回の学習指導要領改訂の最大のポイントは、「主体的・対話的で深い学び」である。このポイントと、本稿で提案している「子供たちの主体的

な取組」とはどのような関係にあるのか。下の表4に整理してみた。

表4 「子供の主体的な取組」と新学習指導要領

いじめ防止に向けた子供の主体的な取組	新学習指導要領改訂のポイント
教員から与えられた課題ではなく、自らが考案した防止策を実施する	主体的な学び
防止策を策定する過程で、子供同士で議論を重ねていく	対話的な学び
「いじめの未然防止」という課題を解決しようと取り組む	深い学び

このように、「子供の主体的ないじめ防止策」は新学習指導要領の改訂の趣旨である「主体的・対話的で深い学び」に見事に合致している。

各学校においては、従来から実施している大人たち(教員、保護者、地域等)によるいじめ防止策の充実を図りつつ、この項で提案した「子供たちの主体的な取組」をぜひ推進してもらいたい。

## 5. いじめの未然防止の新たな視点②

### —大人社会におけるいじめ的言動の見直し—

4.2.で引用した「いじめの四層構造」(森田, 1985)では、教員を含む大人は登場しない。森田がこの四層構造を提案した翌年の1986年に、東京都の中野区立中学校で痛ましい事件が起きているが、当時は教員が子供を直接いじめたり、間接的ないじめへの加担、助長といった関わりをもったりすることなど予想していなかったと推測される。

#### 5.1. 教員を含む大人の影響

しかし、森田は、「いじめ—教室の病い」(森田, 清永, 1986)<sup>[10]</sup>において、「これらの四層構造の外側に、さらに教員及び親の二層をつけくわえて分析しなければならない。いじめは教員のかかわり方や親の対応によって異なったあらわれ方をすることはいうまでもないが、それ以上に、教員の日常の教育活動や親の子どもへのかかわり方が、大

きな影響力をもっていることも見逃すことができない。 いじめを分析するにあたっては、子どもたちの世界だけでなく、教員と子ども、教員と親、親と子どもの関係についても視野に収め、これら相互の関連についても分析しなければならない。」と述べており、教員を含む大人たちと子どものいじめの関連について言及している。(下線は筆者)

この指摘は極めて重要である。いじめは子供社会の中で発生するが、その発生に当たっては、教員や保護者の日常の言動が、間接的に影響を与える場合が往々にしてあるからである。

#### 5.2. 大人による間接的ないじめの助長

もちろん、教員が、子供に対して、いじめを行うことなどあってはならない。都教育委員会では、「教職員の主な非行に関する標準的な処分量定」を定めており、その中で、「教員が子供へのいじめ又は子供間のいじめへ加担若しくは助長を行った場合は減給又は戒告、その内容が悪質である場合などについては、免職又は停職」としている。当然のことではあるが、これまで都内公立学校の教員でこの処分を受けた者はいない。

では、「間接的な影響」とは具体的には何を指すのか。それは、教員間でのからかい、いやがらせ、威圧、パワハラといった行為である。こうした行為を教員が、子供たちの面前で行うことにより、「先生たちは、いじめはだめだと言っているけど、自分たちだっやってるじゃないか」と子供に思わせてしまう。

#### 5.3. 子供に悪影響を及ぼす具体例

昨年秋、神戸市立小学校で起こった教員間のいじめ事案は記憶に新しいところである。あのような極端な例でなくても、残念ながら、一部の学校において、子供たちが目にすれば、悪影響を受けてしまうような行為が行われていることは否定できない。例を幾つか挙げる。

- ・子供の面前で、他の教員をからかったり、嫌みを言ったりする
- ・子供の面前で、他の教員の名前を呼びつけにする
- ・子供の面前で、他の教員をいわゆる「使い走り」にする
- ・子供の面前で、他の教員を叱責、罵倒する
- ・子供に、他の教員より自分が優れていること

を自慢する

- ・子供に、他の教員の悪口を言う

子供たちは、こうした教員間の不適切な行為を目にすることにより、「悪ふざけがいじめにつながると先生たちは言っているけれども、先生たちだって変な上下関係があるじゃないか」と感じ、「いじめのハードル」が低くなっていく。

「学校は社会の縮図」と言われることがある。これは、子供の周囲にいる大人たちの不用意な言葉や行動が、大人社会の悪しき面を学校に作り出していることを表している。

こうしたことから、「子供間のいじめを助長しかねない大人たちの不適切な言動を厳に慎もう」を、本稿の第2テーマとした。

#### 5.4. 教員集団の「一枚岩」の重要性

これまで、いじめの未然防止に関しては、教員によるいじめの早期発見・早期対応のための方策が研究され、提案されてきた。もちろん、このことは重要であり、今後もさらに充実させながら取り組んでいく必要がある。

しかし、このことに加え、5.3で述べたとおり、教員は、常に日常の自らの言動を振り返り、子供に負の影響を与え、いじめを助長してしまうかもしれない言動を厳に慎むべきことを、もっと意識する必要がある。そして教職員同士がお互いを尊重する風土・土壌を作り出すことが大切である。

教員集団が生活指導に関して共通理解をもち、人間関係も良好である「一枚岩」の状況にあれば学校は荒れない。逆に教員集団に意思統一がなく、学年セクトのようなものが存在すると、子供たちは荒れ始める。教員集団の在り方によっては、子供のいじめや荒れを助長してしまうことがある。

前述の森田、清水 1986の「教員の日常の教育活動や親の子どもへのかかわり方が、大きな影響力をもっている」という言葉が現実味を帯びてくる。

しかし、生活指導に関する校内研修会などで、「教員が一枚岩になることが生活指導の基本」といった話をすると、「分かっているけれども、それがなかなか難しい」という反応がよくある。

#### 5.5. 校長のリーダーシップの発揮

それでは、教員同士が互いに尊重し、「一枚岩」の状況を作り出すためにはどうすればよいのか。

いくつか方策はあるだろうが、まずは、校長のリーダーシップが重要である。

東京都の公立学校で実施されている人事考課制度では、校長は、所属職員に対して年に最低3回の面接を行うことになっている。自校の教職員の状況を把握するには、この場を活用することが有効である。

教職員が、安心して管理職に相談できる環境を整え、校長として一人一人に真摯に向き合っていく。収集した情報を適切に整理・管理しながら、一枚岩を形成する上での障害を正確に把握する。その上で、副校長や幹部職員と協働して、自校に存在する教職員間の不適切な「マウンティング関係」の解消を図っていく。まさに、校長としてリーダーシップが問われる場面である。

#### 5.6. 保護者・地域への啓発

さらに、教員だけでなく、保護者による次のような言動も同様な影響を及ぼすことに注意しなければならない。

- ・親戚や近隣住人の悪口を言う
- ・親戚や近隣住人に対して、いじわるや嫌がらせを行う
- ・テレビや新聞で報道されている人物について、過剰な悪口や罵声を浴びせる

これまで、未然防止に向けた地域、保護者との連携については、情報交換を密にして連絡・相談を深めることが主体であった。

しかし、今後は、実例を挙げながら、大人たちの心無い言動により、子供たちのいじめを助長してしまう可能性があることを、保護者会やPTAの学習会、地域との会合等の機会をとらえ、明確に保護者・地域に伝えていく必要がある。

#### 5.7. 新型コロナウイルス感染症といじめ問題

新型コロナウイルス感染症患者が国内で確認されてから、学校では、感染に起因するいじめ、例えば感染した子供、家族が感染した子供、渡航歴のある子供、外国籍の子供などに対するいじめを絶対に防止しなければならない、という機運が高まり、様々な工夫がなされてきた。こうした学校の努力に対して、頭の下がる思いである。

一方、世間一般では、感染者を必要以上に非難

したり、感染者の氏名や住所、勤務先等を特定し、ネット上に公表したりといった行為が散見された。

また、「自粛警察」と呼ばれる、緊急事態宣言に伴う外出や営業の自粛要請に応じない個人や店舗に対する一方的で過剰な攻撃が話題となった。言うまでもなく、大人たちによるこうした行為は、子供間のいじめの助長につながっていく。

大人たちは、非難し合う姿ではなく、互いを尊重し合う姿を子供たちに見せていく必要がある。

#### 5.8. 「大人が大人に感謝する題材」を扱ったいじめ防止のための指導資料

東京都教職員研修センターでは、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図ることを目的として、令和2年6月に指導資料<sup>[11]</sup>を作成した。

その中で、実際に感染して闘病生活を送った元プロ野球選手片岡篤史さんの「医療従事者の皆さんはウイルスと最前線で戦ってくれています。自分も本当に助けられました。」という新聞記事<sup>[12]</sup>を紹介した。これは感染者や医療従事者等への偏見の解消を図るとともに、大人が大人に感謝する姿を通して、相手を尊重する大切さを子供たちに訴えることを意図したものである。

#### 5.9. いじめの未然防止策の構造図の見直し

最後に、この章のまとめとして、図2で示したいじめの未然防止策の構造図に、教員や保護者の「言動の適正化」を加え、下の図4のようにすべきと考える。(下線部を追加)

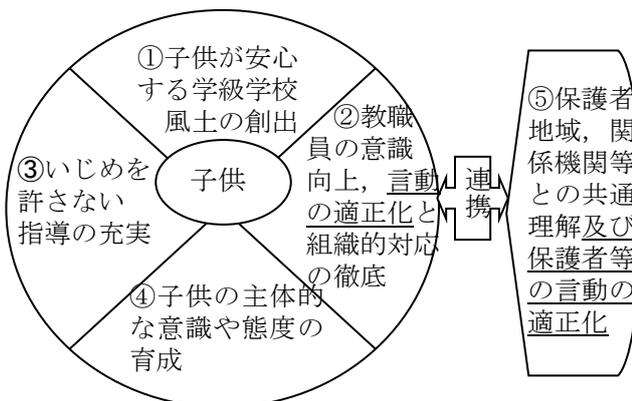


図4 いじめの未然防止策の構造図(改訂版)

## 6. おわりに

以前に比べ、校内暴力等の問題が平穏化してきた現在、いじめと不登校が、生活指導上の最も重

要な課題となっている。

不登校問題に関しては、不登校についての否定的な捉え方が変わるとともに、フリースクール等の民間団体等との連携が進み始めている。

それに対して、いじめはまだまだ深刻な状況にある。本稿では、現在、いじめに係る法令等が整備されるとともに、軽微ないじめも見逃さないという学校体制が充実した結果、いじめの認知件数が増えていることを肯定的に評価しつつ、解消率に好転が見られないことを大きな課題としてとらえた。

そして、現在までの取組の他に、「別の視点からの対応が必要なのではないか」、「何か見落とししてきたことがあるのではないか」という観点から考察を進め、次の2点をいじめの未然防止に向けた「新たな視点」として設定し、論を進めてきた。

- ◎ 「子供たちのアイデアを生かした子供たちの主体性を生かした取組」を推進すること
- ◎ 教員を含む大人たちによる「いじめを助長しかねない不用意な言動の防止」

「体罰の根絶は可能であるが、いじめ発生件数をゼロにするのは限りなく不可能に近い」という言葉を教育に携わる者が発するならば、それは敗北宣言である。いじめの根絶を目指して、考え得る方策を今後も果敢に策定し、実施していく必要があることに論を待たない。

令和元年度末の3月初旬から、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国の学校に臨時休業措置がとられた。令和2年度に入り、感染状況に改善が見られた地域から徐々に学校は再開し、東京都の公立学校では、6月から分散登校が始まった。「友達に会えてうれしい」「家での自習より学校の授業が待ち遠しかった」と満面の笑みで話す子供の姿がテレビで放映された。

しかし、全ての子供が学校再開を喜んでいるわけではない。いじめに苦しんでいる子供にとって、学校が始まるのがどれだけ怖くてつらいのか、教育に携わる人間は肝に銘じておく必要がある。全ての子供たちが笑顔で登校できる学校と社会を、一日も早く作り上げていかねばならない。

拙稿を参考にしていただき、学校におけるいじめの未然防止がますます推進されれば幸いである。

## 引用文献

- [1]東京都教育委員会「平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等の実態について」(2017, p7)  
[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press\\_release/2017/release20171026\\_04.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2017/release20171026_04.html) (参照 2020-2-20)  
東京都教育委員会「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等の実態について」(2018, p7)  
[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press\\_release/2018/release20181025\\_05.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2018/release20181025_05.html) (参照 2020-2-20)  
東京都教育委員会「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等の実態について」(2020, p7)  
[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press\\_release/2020/release20200218\\_02.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2020/release20200218_02.html) (参照 2020-2-20)
- [2]東京都教育委員会「いじめ総合対策【第 2 次】上巻[学校の取組編]」(2017, p21,23)  
[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying\\_measures.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_measures.html) (参照 2020-2-20)
- [3]東京都教育委員会「いじめ総合対策【第 2 次】上巻[学校の取組編]」(2017, p35)  
[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying\\_measures.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_measures.html) (参照 2020-2-20)
- [4]東京都教育委員会「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等の実態について」(2018, p7)  
[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press\\_release/2018/release20181025\\_05.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2018/release20181025_05.html) (参照 2020-2-20)  
東京都教育委員会「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等の実態について」(2020, p7)  
[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press\\_release/2020/release20200218\\_02.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2020/release20200218_02.html) (参照 2020-2-20)
- [5]東京都教育委員会「いじめ総合対策【第 2 次】上巻[学校の取組編]」(2017, p8-80)  
[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying\\_measures.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_measures.html) (参照 2020-2-20)
- [6]東京都教育委員会「いじめ総合対策【第 2 次】上巻[学校の取組編]」(2017, p10)  
[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying\\_measures.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_measures.html) (参照 2020-2-20)
- [7]森田洋司『「いじめ」集団の構造に関する社会学的研究(文部省科学研究費補助金研究成果報告書)』大阪市立大学社会学研究室 (1985, p40)
- [8]東京都立教育研究所「いじめ問題研究報告書—いじめの心理と構造をふまえた解決の方策—」(1997, p89)  
[http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/09seika/reports/kenkyujo/h09\\_ijime.html](http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/09seika/reports/kenkyujo/h09_ijime.html) (参照 2020-2-20)
- [9]読売新聞「小中学生 いじめサミット」(2020, 2.13 朝刊 教育面)
- [10]森田洋司, 清永賢二「いじめ—教室の病い」金子書房 (1986, p32)
- [11]東京都教職員研修センター「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料『止めよう差別の感染 広めよう感謝の心』」(2020)  
<http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/08ojt/jinken/index.html> (参照 2020-6-5)
- [12]朝日新聞「続く息苦しさ 恐怖の 17 日間」(2020, 5.18 朝刊 社会面)

## 参考文献

&lt;書籍&gt;

- [1]文部科学省「中学校学習指導要領(平成 29 年告示)」(2017)
- [2]文部科学省「生徒指導提要」(2010)

(受付日 : 2020 年 8 月 25 日, 受理日 : 2020 年 9 月 24 日)



**宇田 剛 (うだ たけし)**  
現職：東京都教育庁教育監

教育行政論，生活指導，キャリア教育を専門としている

1984 東京外国語大学外国語学部卒業  
東京都公立中学校教諭

1998 国分寺市教育委員会指導主事  
以降，都教育庁指導部指導主事，都教職員研修センター統括指導主事，青梅市教育委員会指導室長，教育庁主任指導主事，都教職員研修センター企画課長，都多摩教育事務所指導課長

2016 教育庁指導推進担当部長

2018 教育庁指導部長

2019 教育庁教育監

所属学会：日本義務教育学会

主な著書：新しい生徒指導への経営戦略（共著，教育開発研究所）  
授業力アップのポイント100（共著，ぎょうせい）